

令和8年
第4回山ノ内町定例農業委員会
議 事 録

令和8年4月24日
山ノ内町農業委員会

令和8年 第4回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和8年4月7日					
3. 開催通知の期日	令和8年4月7日					
4. 招集期日	令和8年4月24日					
5. 招集場所	山ノ内町役場 401会議室					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 佐藤次雄					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	佐藤次雄					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	小坂勇二	出	12	渡辺輝子	出
	2	富澤博文	出	13	小池俊治	出
	3	関 正秀	出	14	小古井英雄	出
	4	湯本幸作	出	15	白鳥金次	出
	5	佐藤和彦	出	16	湯本 浩	出
	6	藤浦忠広	出	17	小林 貴	出
	7	山口 剛	出	18	望月美和子	出
	8	齊藤蝶次郎	出	19	山本和幸	出
	9	下田健志	出	20	福井敏彦	出
	10	月岡徳一	出	21	佐藤次雄	出
10. 事務局出欠席	事務局長		金井哲也		出	
	係 長		坂口俊明		出	
	書 記		畔上 凌		出	
	書 記		市川 凌		出	
	書 記		荒井颯太		出	
	書 記		濱田 茜		出	

11. 報告事項

- 報告第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第 9号 農地法第3条により許可した農地に係る許可の取消しについて
 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第11号 農地法施行規則第53条による届出について

12. 提出議案

- 議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

13. その他

- 農作業入門講座について
令和8年度長野県市町村・JA合同就農相談会について
令和7年度最適化活動の点検・評価について
令和7年度農業者年金の新規加入実績について

<開会>

- 会長代理 ただいまから令和8年第4回山ノ内町農業委員会定例総会を開会いたします。
それでは、招集者挨拶として、佐藤会長から挨拶をお願いいたします。

<招集者挨拶>

- 議長 皆さん、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ここでしばらく暖かかったり、寒くなったりしております。またリンゴの花も咲き始めて、これから本当に忙しい時期になろうかと思いますが、皆さん、健康には注意してやっていただきたいと思います。
それでまた、遅霜のおそれもありますが、こればかりはそういうことのないようにお祈りするほか仕方がありません。
今日もまたいろいろ議題がございますのでスムーズな進行にご協力をお願いいたします。

- 会長代理 ありがとうございます。
それでは、議事の進行を佐藤会長、よろしくをお願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

- 議長 それでは、4番の署名委員の選任を行います。
今回は、
13番 小池俊治 委員
14番 小古井英雄 委員
です。をお願いいたします。

<議事>

- 議長 それでは、5番の議事に入ります。
(1) 報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局 1ページをご覧ください。
報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。今月は3件です。
1件目、農地所有者は、〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇、他11筆です。現況地目、畑、現況面積、1万3,721平米、農地のあっせん希望はありません。
2件目、農地所有者は、〇〇〇、対象農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、他10筆、現況地目、畑、現況面積、4,085平米、農地のあっせん希望はありません。

置する農地となります。

4件目、申請人、渡人は、〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、1,666平米、耕作面積、1,021平米、家族総数1、稼働人員1、受人は、〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、1万6,751平米、耕作面積2万2,059平米、家族総数3、稼働人員3、申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積は645平米、契約内容は売買で、価格は全体で9万9,000円となります。

理由ですが、渡人につきましては高齢のため、受人につきましては、ブドウの作付で経営規模の拡大となっております。

位置図を25ページ、公図を26ページに載せております。

場所につきましては、〇〇〇〇〇〇から東に約700メートルに位置する農地となります。

以上となります。

議 長 ありがとうございます。

それでは、1番の案件について、補足説明を佐藤和彦委員よりお願いいたします。

佐藤(和)委員 〇〇〇〇さんの2か所の畑ですが、〇〇さんというのは〇〇〇さんです。今までも耕作をされていたわけですが、ここで補助事業を申請したいということで、名義を本人のほうがいだろうというJAからの指導もありまして、受人を変えることになりそうであります。特に問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

議 長 ありがとうございます。

この件につきまして、質問のある方挙手願います。(なし)

ないようですので、採決に入ります。

賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

2番の案件につきまして、私のほうから補足説明させていただきます。

こちらの畑については3種農地となります。この〇〇さんのお宅の続きに畑があって、今までも〇〇さんが自分のうちで食べる野菜等を借りて作っていたと。それをここで買ったほうがいいんじゃないかというようなことで話がまとまりまして、購入という形になっております。農地とすればしっかり畑も作っておられるので特段問題はなにかと思っておりますのでお願いいたします。

この件で質問あれば挙手願います。

よろしいでしょうか。

議 長 なければ採決に入ります。

賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

それでは、3番の案件につきまして、栗林委員より補足説明お願いいたします。

栗林委員 〇〇〇〇さんですが、規模を縮小したいということで、受人の〇〇さんは畑が隣接しているということもありまして、本人〇〇〇〇と聞きましたけれども、特に問題ないと思っております。

議 長 ありがとうございます。
3番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
では、4番の案件につきまして、月岡委員より補足説明お願いいたします。

月岡委員 ○○○○さんの畑、今ブドウ畑なんですけれども、○○○さんが以前から借りて作っておられた畑です。○○○さんは高齢のために返されても困るということで、ここで売買ということで○○○さんが買うという話になりました。今まで作っていたその現状のまま管理するということなので、大丈夫だと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
この4番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
よろしいでしょうか。
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
(6)議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料7ページをお願いします。
議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について、今月1件です。
所在地は、大字平穏字○○○○○○○○、台帳地目、畑、現況地目、畑、面積は329平米で農地区分は3種農地に該当します。申請事由ですが、駐車場の造成になります。申請人ですが、渡人は、○○○○の○○○○、受人は○○○の○○○○○、契約内容は売買です。事由の詳細ですが、譲受人の○○が○○○○○を開業、現在店舗前に数台止められる駐車場があるが、手狭になってきたため申請農地を買い駐車場にするということです。
位置図を27ページ、その他資料として公図の写しを28ページ、平面図を29ページにつけております。
○○○○○○から南東に約200メートルの距離に位置する農地になります。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
1番の案件についてなんですけど、○○○さん、当事者ということで退席いただきました。
それでは、この案件につきまして、富澤委員より補足説明をお願いいたします。

富澤委員 事由の詳細のとおりなんですけれども、○○○さんの○○さんがかねてからの夢である○○○○○を開業したということで、駐車場がお店の前にあるんですがちょっと手狭なもので、ちょうど道を挟んだ反対側のところに駐車場として手に入れられるあれができたもので、今回売買ということで購入されたということで、特段問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 富澤委員、ありがとうございます。

この案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので、採決に入ります。

賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。(〇〇〇委員着席)

〇〇〇委員、賛成で可決されました。

では、次に進みます。

(7) 議案第11号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

資料8ページになります。

議案第11号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について、令和8年4月16日付で、農用地利用集積等促進計画(案)についての依頼がありましたので、協議をお願いいたします。

資料9ページをご覧ください。

今月は新規設定が3件、再設定10件の合計13件です。

1件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積、1,632平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で2万4,400円の再設定となります。

2件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積、1,700平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は全体で2万円の再設定となります。

3件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積、762平米、利用権の種類は賃借権で、4年の設定でブドウの作付を予定しています。全体で1万6,000円の新規設定となります。

4件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、ほか1筆、現況地目、いずれも畑、合計面積、2,160平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は全体で4万円の再設定となります。

5件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、ほか1筆、現況地目、いずれも畑、合計面積、4,157平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は全体で5万円の再設定となります。

6件目、設定を受ける者、〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、田、面積、3,831平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定で水稻の作付を予定しています。賃料は全体で2万円の再設定となります。

7件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、ほか1筆、現況地目、いずれも畑、面積は、合計で841平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でスモモの作付を予定しています。賃料は全体で7,000円の再設定となります。

8件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、ほか1筆、現況地目、いずれも畑、合計面積、1,333平米、利用権の種類は使用賃借権で、5年の設定でリンゴとスモモの作付を予定しています。賃料は無償の再設定となります。

9件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積が3, 235平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で2万3, 000円の再設定となります。

10件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、田、面積は1, 114平米、利用権の種類は使用賃借権で、10年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は無償の再設定となります。

資料10ページをお願いいたします。

11件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積は1, 509平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で3万円の再設定となります。

12件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、いずれも畑、面積は合計で4, 393平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万1, 100円の新規設定となります。

13件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積、2, 462平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で2万5, 000円の新規設定となります。

以上につきまして協議をお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
それでは、9ページの1番と2番の案件について、渡辺委員より補足説明をお願いいたします。

渡辺委員 〇〇〇〇さんは認定新規就農者で、この畑、2件ともですが、その前は〇〇さんの〇〇さんが借りてやっていたところです。今回、3年ぐらいたったので、〇〇と独立して畑を持つということになり、今回の設定から自身の名前で借りることになりました。どちらの畑もリンゴもブドウもしっかりと管理された畑になっています。再設定ということで問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、この1番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
2番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
3番の案件につきまして、月岡委員より補足説明をお願いいたします。

月岡委員 〇〇〇〇さんのブドウ畑ですが、以前〇〇〇〇さんが作ってしまっていて、ここで契約期間が終わるということで、今度はすぐ下でブドウを作っています〇〇〇〇さんが借りて作るということになりました。〇〇さんは〇〇と4人でしっかり畑も管理されてお

りますので大丈夫だと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
この3番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
4番の案件につきまして、佐藤和彦委員より補足説明をお願いいたします。

佐藤(和)委員 ○○さんです、○○さんの桃畑なんですけれども2か所借りておりまして、契約が切れましてので引き続き再設定ということで契約をしたいということで、今までもしっかり耕作されていたので問題ないと思います。よろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。
この4番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、5番の案件につきまして、山本委員より補足説明をお願いいたします。

山本委員 ○○○○さんは、認定農業者として意欲的に多品種を栽培している方で、再設定ということで特に問題ないと思いますので、よろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。
5番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
6番の案件に入ります前に、ここで本人ですので、退席をお願いいたします。(○○委員退席)
それでは、6番の案件について、望月委員より補足説明をお願いいたします。

望月委員 ○○さんは、現在、○○の○○さんのほうにおり高齢です。長い間○○○さんは、○○○さんの田んぼを任せられ管理されています。米作り研究会にも所属され、毎年しっかり米作りをされておりますので大丈夫だと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
この6番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
6番の案件につきまして、賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。(○○委員着席)
ありがとうございます。可決されました。
では、次に進みます。
7番の案件につきまして、補足説明を湯本浩委員よりお願いいたします。

湯本(浩)委員 ○○さんは、引き続きこの畑を借りてプラムを作られるということで、管理もしっかりされているので問題ないと思います。よろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。
7番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
8番の案件につきまして、補足説明を山本委員よりお願いいたします。

山本委員 ○○○○さんは、申請地に隣接する畑と一緒にここを栽培しまして、再設定ですので特に問題ないと思いますので、よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。
8番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
9番、10番、11番の案件につきまして、佐藤和彦委員より補足説明お願いいたします。

佐藤(和)委員 9番からいきます。○○さん、○○さんの畑、契約切れたんですけども、最初野菜の名目で畑を借りて最近リンゴも植え付けたので、リンゴとしてまた新たに再契約したいという案件でございます。今までもしっかり管理されていたので問題ないと思います。願います。
続きまして、10番の○○さんの○○さんの畑ですけども、長年借りておられて、桃を最初作っておられました。二、三年前に桃からブドウに切り替えて、ここで契約が切れたということで、これも再設定ですので特に問題ないと思います。よろしく願います。
それから、11番、○○さんのリンゴ畑なんですけれども、長年リンゴを作って借りて栽培されておられて、これも再設定で契約が切れたということで、引き続き作りたいということで上がった案件です。特に問題ありません。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。
それでは、9番のところからいきます。
9番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
10番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
11番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
12番の案件につきまして、月岡委員より補足説明をお願いいたします。

月岡委員 ○○○○さんですが、体調を崩されまして以前のように耕作はあまりできないという事ですけれども、○○さんが今一生懸命やっています。間に合わないので規模を縮小したいということで、新規で就農されました○○○○さんが今規模拡大中ということで、こちらで貸すという形になりました。○○さんは、2人で一生懸命やっていますので大丈夫だと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
1 2 番の案件につきまして、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
1 3 番の案件につきまして、佐藤和彦委員より補足説明お願いいたします。

佐藤(和)委員 ○○さんですけれども、○○さんのリンゴ畑、2年前からしばらく借りておられまして、ここで正式に賃借権を設定したいということで契約されたそうです。今までもしっかり栽培されていたので問題ないと思います。よろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。
1 3 番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
議事につきましては、以上をもちまして終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございます。

<その他> 農作業入門講座について
令和8年度長野県市町村・JA合同就農相談会について
令和7年度最適化活動の点検・評価について
令和7年度農業者年金の新規加入実績について

会長代理 それでは、以上をもちまして令和8年第4回定例総会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 4時58分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員
